

高齢者施設数・定員数

資料8-2

施設区分	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		有料老人ホーム(介護付)		有料老人ホーム(住宅型)		認知症高齢者グループホーム		サービス付き高齢者向け住宅		養護老人ホーム		軽費老人ホーム		小規模多機能居宅介護		訪問看護		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
厚木市	11	743	7	629	5	335	28	734	12	201	6	315	0	0	1	30	2	54	17	-	89	3,041
大和市	10	710	5	517	9	537	8	495	20	342	16	625	1	60	1	15	8	225	20	-	98	3,526
海老名市	8	513	2	185	8	536	4	281	6	90	6	264	1	50	0	0	1	29	7	-	43	1,948
座間市	6	510	2	121	5	340	10	261	5	90	5	146	0	0	0	0	3	68	13	-	49	1,536
綾瀬市	3	234	0	0	5	331	5	162	3	54	4	199	0	0	2	45	1	25	3	-	26	1,050
愛川町	3	194	1	66	0	0	0	0	2	36	2	41	0	0	0	0	1	25	2	-	11	362
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
計	41	2,904	17	1,518	32	2,079	55	1,933	48	813	39	1,590	2	110	4	90	16	426	62	-	316	11,463

看取り加算、協力病院に係る施設数・割合

施設区分	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		有料老人ホーム(介護付)		有料老人ホーム(住宅型)		認知症高齢者グループホーム		サービス付き高齢者向け住宅		養護老人ホーム		軽費老人ホーム		小規模多機能居宅介護		訪問看護		計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
看取り加算	24	59%	11	65%	25	78%	0	0%	22	46%	2	5%	-	-	-	-	2	13%	49	79%	135	43%
協力病院	41	100%	17	100%	32	100%	42	76%	48	100%	24	62%	-	-	-	-	16	100%	-	-	220	88%

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について

<意見聴取制度の積極的な活用のお願ひ>

サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）については、平成23年に制度が創設されて以降、着実に供給が進んでいるところですが、多様な世代が安心・健康に暮らせる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現するためには、サ高住の適切な立地を誘導し、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進することが重要となっています。

このため、平成28年度より、サービス付き高齢者向け住宅整備事業において、国費の補助を受ける場合、「地元市区町村への意見聴取を行うこと」が要件化^(注)されました。

(注) 意見聴取を必要とする市区町村内にサ高住を設置する場合に限る。

1 意見聴取の状況

意見聴取の要否については各市町村の判断によることとされておりますが、本県において、現在、意見聴取を必要としているのは11市町に留まっています。

意見聴取が必要な市町村 (11市町、令和元年7月現在)

横浜市、川崎市、厚木市、伊勢原市、座間市、南足柄市、寒川町、中井町、大井町、松田町、湯河原町

2 意見聴取制度の積極的な活用について

サ高住の建設にあたっては、地元市町村（住宅部局・福祉部局等）と事業者において事前の調整を行うことが、建設後のまちづくりや地域における持続可能な医療・介護体制の整備において大変重要となります。

この意見聴取制度について、住宅部局・福祉部局が連携してご検討いただき、積極的な活用をお願いいたします。（担当窓口は、両部局の両方又はいずれかとする事が可能）

市区町村が意見を述べる際の観点 ※詳細は、裏面参照

- ① 医療・介護サービスとの連携（地域包括支援センターとの事前協議等）
- ② 地域における高齢者住宅の必要量の確保
- ③ 公共交通機関へのアクセス等の立地
- ④ その他まちづくりとの整合

（参考）これまで寄せられた意見等

- ・協力医療機関については、救急医療体制そのものが崩壊しかねない事例が報告されていることから、協力医療機関との取り決めの内容などについて地元医師会にも説明すること。
- ・高齢者向け住宅が増加すると、介護人材の不足によるサービスの提供不足が予測される。

※ 意見聴取手続きの流れは、県ホームページ「市町村への意見聴取手続き」をご覧ください。

([神奈川県 市町村 意見聴取](#) [Q検索](#))

問合せ先

神奈川県県土整備局住宅計画課民間住宅グループ

電話 045-210-6557

LGWAN メール minkan@pref.kanagawa.lg.jp

(参考) 県内市町村のサービス付き高齢者向け住宅の件数・戸数

令和元年6月末時点

市町村名	件数	戸数	市町村名	件数	戸数	市町村名	件数	戸数
横浜市	108	4,339	秦野市	8	274	二宮町	1	33
川崎市	46	1,845	厚木市	6	313	中井町	0	0
相模原市	29	1,292	大和市	16	625	大井町	2	66
横須賀市	7	248	伊勢原市	7	288	山北町	0	0
平塚市	10	308	海老名市	6	264	開成町	1	40
鎌倉市	6	243	座間市	5	146	箱根町	0	0
藤沢市	30	1,293	南足柄市	1	48	真鶴町	1	78
小田原市	13	295	綾瀬市	4	199	松田町	1	23
茅ヶ崎市	9	322	葉山町	1	24	湯河原町	4	153
逗子市	2	39	寒川町	2	90	愛川町	1	27
三浦市	3	78	大磯町	2	49	清川村	0	0
						件数	戸数	
						県内合計	332	13,042

平成28年3月4日国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡
「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について(依頼)」より抜粋

(参考4) 市区町村が意見を述べる際の観点

意見聴取手続きにおいては、以下の観点より、意見を述べるものとする。

① 地域における高齢者住宅の必要量の確保

当該地域の将来における高齢者人口等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか。例えば、政府の定める高齢者向け住宅*の目標※に照らして、当該地域において過剰な供給となっていないか、など。

※現行の住生活基本計画(全国計画)における目標は以下のとおり。

・高齢者人口に対する高齢者向け住宅*の割合【0.9%(H17)→3~5%(H32)】

※次期住生活基本計画(計画期間H28~H37。H27年度中に閣議決定予定。)において、上記目標を以下のとおり見直すことを予定している。

・高齢者人口に対する高齢者向け住宅*の割合【2.1%(H26)→4%(H37)】

*高齢者向け住宅：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅

② 公共交通機関へのアクセス等の立地

高齢者が公共交通機関や生活利便施設等を利用しやすい立地であるか。例えば、駅徒歩圏(750m圏)内やバス利用圏(最寄りのバス停まで300m圏)内であるか、(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が定められている市町村においては)居住誘導区域内であるか、など。

③ 医療・介護サービスとの連携

入居者の介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療・介護サービスとの適切な連携が図られているか。例えば、協定の締結等を通じて併設又は近隣の医療機関・介護事業所より、入居者の求めに応じて、医療・介護サービスが提供されるか、など。

④ その他まちづくりとの整合

その他、立地誘導等の市町村のまちづくりの観点から必要な事項。

(留意点)

- ・上記で示した数値等は例示であり、各市区町村が、合理的な根拠をもとに、当該地域の特性を踏まえた独自の基準を定めることを妨げるものではない。
- ・意見聴取が必要な市区町村においては、事業者の判断に資するよう、意見を述べる際の考え方を定め、あらかじめ、公表することが望ましい。
- ・今般の意見聴取は、適切な立地誘導等の観点から行うものであり、その他の観点(介護保険財政への影響、町会への加入の有無、地域内の住民の入居割合、ゴミ集積場の設置等)から意見を述べることは想定していない。